生活保護のしおり

このしおりは、生活保護について、あなたに知っておいていただきたいことを、わかりやすく書いたものですから、必ずお読みください。

また、いつでも見ることができるよう、たいせつに保管してください。

わからないことや相談のある方は

地域福祉課生活福祉係　〈中央公民館１階〉

（電話番号：６９－２３１８）

にお問い合わせください

担当ケースワーカーは＿＿＿＿＿です。

笠岡市社会福祉事務所

（笠岡市役所　地域福祉課　生活福祉係）

R7.10

生活保護とは・・・

私たちは誰でも、病気になったり、失業したり、いろいろな事情で生活が苦しくなることがあります。生活保護は、このように困っている方の状況に応じて、健康で文化的な最低限度の生活が出来るよう保障し、一日も早く自分の力で生活できるようお手伝いする制度です。



Ⅰ　権利について

保護を受けるようになった場合には、次のような権利や利益が保障されています。

（１）　いったん決まった保護は正当な理由がなければ、不利益になるような変更は行われません。

（２）　保護として受けたお金や品物に対して、税金などはかかりません。また、保護金品や保護の権利を差し押さえられるようなことはありません。

（３）　申請によって、国民年金や市県民税、固定資産税等の免除があり、下水道料金の減額があります。

（４）　申請によって、ＮＨＫテレビ受信料の免除があります。

（５）　決定された保護の内容や処分などについて納得できない時には、決定を知った日の翌日から３か月以内に、岡山県知事に不服申し立て（審査請求）ができます。

・詳しくは、担当ケースワーカーにおたずねください。

2　義務について

権利が保障されていると同様に、次の義務があります。必ず守ってください。

（1）　保護の権利を他人に譲ることはできません。

（2）　福祉事務所の指導や指示に従わなければなりません。

（3）　働ける人は、能力に応じて働き、自立のために努力しなければなりません。病気、ケガなどで働けない場合は医師の指示をまもって、一日も早く働けるよう努めてください。

また、病気のなかには、定期的な通院をしていれば軽い仕事ができる場合があります。このようなときは、自分のからだのことをよく考えて、医師の指示に従い働いてください。

（4）　親族のうち、親、子ども、兄弟姉妹などの民法に定める扶養義務者などから援助をうけることができる場合は、受けてください。なお、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということはありません。

福祉事務所では、援助の可能性について紹介を行いますが、DV（家庭内暴力）や虐待がある場合をはじめ、10年程度音信不通であるなど著しく関係が不良な場合、収入のない方や高齢者である場合などにな、照会を見合わせますので、ご相談ください。

（5）　収入がある人は、収入の内容を申告しなければなりません。

（6）　基本的には、高額な保険料または貯蓄性の高い生命保険の保有などは認められません。

（7）　生活に直接必要のない土地や家屋、自動車などの資産は、原則として保有は認められません。車の使用については、福祉事務所からの許可が出た場合を除いて、他人の車を含めて運転することはできません。

（8）　かけごと、パチンコなどで生活費を浪費することなく、計画的に保護費を使わねばなりません。

3　こんなときには必ず届けてください。

次のことが生じた場合には、必ず福祉事務所に連絡・届出をしてください。

（1）　世帯員に変わったことがあったとき。

例えば：出産・死亡・転出・転入・入学・卒業・退学・家出・結婚・離婚・交通事故など

（2）　住所や家賃・地代が変わったとき。

（3）　仕事を始めたり、辞めたり、変わったとき。

（4）　収入が増えたり、減ったりしたとき（収入申告書は定期的に提出してください）。

（5）　予定しなかった金品が入ったとき。

（6）　長期間留守にするとき、または病院などを入退院したとき。



4　病気になったら



（1）　通院するとき

病院にかかる前に福祉事務所へ連絡し、「診療依頼書」を受け取ってください。

☞福祉事務所が閉庁のときや、急な病気・ケガの時は、治療を受けた後にできるだけ早く担当に連絡し、「診療依頼書」を取りに来てください。

☞同じ病気で二つの病院へは同時にかかれません。

☞「診療依頼書」が使えない病院がありますので、担当に相談してください。

☞医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として後発医薬品を使用してください。

（2）　入院するとき・退院するとき



病院へ行く前に、本人か家族の人が福祉事務所によるか、福祉事務所に連絡をください。

退院をするときも、前もって必ず本人か家族が福祉事務所に連絡をください。

☞保険診療で認められていない治療（差額ベッドなど）は受けられません。

また、交通事故なども適応になりません。あらかじめ、福祉事務所に相談ください。

（3）　社会保険（健康保険）があるとき

保険証と診療依頼書を病院の受付に呈示して、治療を受けてください。

（4）　他の医療扶助について

整骨院、はり灸院へ通院する時やメガネ、コルセットなどの治療材料が必要な時は前もって担当に相談ください。

・病院の証明書が必要となります（証明書の様式は福祉事務所にあります）。

5　保護費について

（1）　保護費の支給

保護費は、毎月5日に支給されます。

月の５日が、土曜日・日曜日・祝日など閉庁の時には、その前日が支給日です。

例えば：１０月５日が土曜日の場合→前日の１０月４日（金曜日）に支給します。

１０月５日が日曜日の場合→前日の１０月４日は土曜日で閉庁なので、

その前日の１０月３日（金曜日）が支給日です。



（2）　追給

保護を新規開始したときの最初の支給（前月分や当月分など）は、通常の支給日以後に行います。また、退院など月の途中で状況が変わった場合には、差額支給があります。

（3）　保護費の返還

月末に急に病院に入院することになったときや、収入申告書の提出が遅れたときなどに、翌月の保護費に過支給が生じる場合があります。過支給分については、返還となりますので、速やかに返していただきます。

また、次の場合にも返還の対象となりますので、担当者とよく相談して指示を受けてください。

ア　交通事故などの示談金や保険金などをもらったとき

イ　生命保険などでお金を貰ったとき

ウ　年金や手当などを過去の分まで一度にもらったときなど

（注意）

うその申し出や不正な方法で保護を受けたり、他人に受けさせたときは、今まで受けた保護費を返していただくだけではなく、法律による罰を受けることもあります。

6　自立に向けた支援について

（1）担当ケースワーカーの役割

担当ケースワーカーが定期的に家庭訪問を行います。担当ケースワーカーは生活保護を利用する方の日常生活での自立、社会的つながりを回復するための社会的自立、就職などの経済的自立を支援するため、生活上の困りごとや悩みごとをお聞きし、さまざまな支援を行います。

生活保護を利用する方の立場をよく理解し、よい相談相手となりますので、お気軽にご相談ください。

（2）就労支援について

福祉事務所では、就職や社会参加に向けて、就労支援相談員による求職活動支援や職業体験の機会の提供をする「就労支援プログラム」を行っています。

就労支援相談員は、個別面談などをとおして、仕事探しや就労に向けた訓練のサポートをします。

就労自立給付金

安定した職業に就いて就労収入が増加した場合などにより、生活保護を必要としなくなったときは、「就労自立給付金」が支給されます。

手続きについては、担当ケースワーカーにご確認ください。

